

愛媛県・松山市合同新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時:令和2年5月13日(水)17:00～

場所:本館4階 ドーム会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

・新規感染者の発生と対策について

3. 閉会

愛媛県・松山市合同新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

【愛媛県】

職名	役職名	氏名
本部長	知事	中村 時広
副本部長	副知事	神野 一仁
副本部長	副知事	八矢 拓
本部付	教育長	田所 竜二
本部付	公営企業管理者	山口 真司
本部付	参与	樋口 志朗
本部付	参与(営業本部長)	八十島 一幸
本部員	総務部長	高石 淳
本部員	保健福祉部長(代理:社会福祉医療局長)	佐々木 英生
本部員	副教育長	仙波 純子

【松山市】

職名	役職名	氏名
本部長	市長	野志 克仁
副本部長	副市長	梅岡 伸一郎
副本部長	副市長	北澤 剛
副本部長	保健福祉部長	白石 浩人
副本部長	防災・危機管理担当部長	牟禮 里義
本部付	教育長	藤田 仁
本部員	総務部長	松本 善雄
本部員	理財部長	黒川 泰雅
本部員	社会福祉担当部長	北川 敦史
本部員	子ども・子育て担当部長	西岡 英治
本部員	教育委員会事務局長	矢野 博朗

令和 2 年 5 月 13 日

新型コロナウイルスの感染の確認について

昨日（5月12日）、県内で新型コロナウイルスの感染者が1名確認されました。
（19事例目：49人目）

県と松山市が連携して、積極的疫学調査及び健康観察等を実施してまいります。

○感染者の概要

【19事例目】

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 年代 | 30代 |
| (2) 性別 | 男性 |
| (3) 住所地 | 松山市 |
| (4) 職業 | A医療機関に勤務する介護職員 |
| (5) 症状・経過・行動歴 | |
| 5月9日 | A医療機関で勤務 |
| 5月10日 | 休日（以降、勤務なし） |
| 5月11日 | 発熱、味覚障害
B医療機関を受診 |
| 5月12日 | 帰国者・接触者外来を受診し、検体採取
検査結果判明（陽性） |
| 5月13日 | 感染症指定医療機関に入院 |

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公表を行います。同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道機関各位におかれては、報道に当たり、プライバシー保護に御配慮ください。

令和2年5月13日

リアルタイムPCR装置の追加購入について

県は、衛生環境研究所における新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するため、予備費を充当して次のとおり機器を追加配備することとしたので、お知らせします。

記

配備機器	リアルタイムPCR装置 2台
場 所	県衛生環境研究所（松山市三番町）
検査能力	1回あたり24件（1台あたり）
充当額	14,593千円

愛媛県内の状況

【 R2.5.13 13時現在 】

事例	検査数	陰性	陽性	関係者調査	PCR検査	健康観察
対処事例 (クルーズ船、1~18事例)	480	432	48	●	●	●
19事例目 (松山市⑩30代男性)	1	0	1	○	○	○
上記以外	824	824	—	—	—	—
合計	1,305	1,256	49	治療中：7人 退院等：42人		

【凡例】 ●：接触者特定済、検査完了、健康観察終了
○：接触者特定中、検査中、健康観察中

感染拡大回避行動

- ① うつらないよう自己防衛！
- ② うつさないよう周りに配慮！
- ③ 県外の外出自粛と3密回避！

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

検査陽性者の状況（5月13日 13時現在）

感染者 (累積)	49人
入院中	7人
医療機関 入院予定 を含む	6人
軽症 無症状 を含む	6人
重症 人工呼吸器 集中治療等	0人
宿泊療養 施設	1人
死亡	3人
退院	39人

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症対策の推進にあたり、緊急事態宣言解除の判断基準をはじめ、全国知事会の累次にわたる緊急提言等に真摯にご対応いただき、深く感謝申し上げます。

「一部地域で緊急事態宣言の解除も視野に入ってきた」と伝えられているが、この間、国・地方が緊密に連携して対策を進めてきた成果と考えられる一方、新型コロナウイルスとの闘いを全国的に展開することの重要性はいささかも変わるものではなく、「感染症拡大防止対策」と国民生活・経済・雇用に広がりつつある「甚大な影響を一定程度緩和すること」とのバランスを取りながら、各地域の実情に即した対策を国・地方協働して断行しなければならない。

この非常に難しい局面をわが国が乗り切っていくため、政府におかれては以下の点について早急な対策を講じられるようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言について

- (1) 緊急事態宣言の解除及び再宣言並びに特定警戒都道府県に係る除外及び再指定の基準について、国民に対し速やかかつ具体的に明らかにするとともに、自粛等に過度なゆめが生じないよう解除地域での休業要請の取扱いも含め配慮すること。また、緊急事態宣言の解除や基本的対処方針改訂等に当たっては各都道府県と十分な調整を図ること。
- (2) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、仮に一部地域で解除された場合であっても、都道府県をまたいだ不要不急の移動は行わないよう、緊急事態宣言対象区域とそれ以外の区域との往来自粛の呼びかけの発出や「交通事業者等の協力体制構築」、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、引き続き国において強力な措置を講じること。併せて、今後、観光での越境についてどのように認めていくのか、専門的知見を踏まえ方針を示すこと。
- (3) 緊急事態宣言の対象となる地域はもとより、「緊急事態宣言が解除された地域」においても、宿泊・観光業をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症により事業活動に多大な影響が生じる事業者は多数にのぼるとともに、防疫・医療提供体制の整備も引き続き必要となることから、こうした地域に対しても引き続き交付金等による国の財政支援を十分に行うこと。
- (4) 特定警戒都道府県、特定警戒都道府県以外の特定都道府県及び緊急事態宣言が解除された都道府県それぞれにおいて、各地域や各業界で行うことができる活動のガイドラインを専門的な知見も踏まえて早急に明らかにすること。
- (5) 引き続き緊急事態措置等の感染防止対策を円滑に遂行していくため、特措法に基づく施設使用制限等の「指示」に従わない場合の罰則を設けるほか、全国チェーン等への国による働き掛けを行うとともに、緊急事態宣言が解除された地域も含め、「保健所の積極的疫学調査への協力」、「軽症者等の宿泊施設での療養」や「自宅での健康観察要請」について、実効性を担保する法的措置等を早急に講ずること。

2 医療提供体制・検査体制の充実強化

- (1) 住民の命と健康を守る体制を確保することは優先的課題であるとともに、できる限り早期に緊急事態宣言解除へそれぞれの地域が向かい、地域経済の回復に向けた取組を展開していくためにも、特効薬及びワクチンの早期実用化に向けた基金創設など大胆な資金投入を行うこと。また、アビガンやレムデシビル等の使用拡大や、抗体検査導入を加速すること。
- (2) 今後の感染拡大を抑え、経済・社会活動と調和を図っていく上で、検査体制の抜本的拡充は不可欠であり、PCR検査や疫学調査の体制強化を図り、PCR試薬・綿棒を確実に供給するとともに、検査会社の一極集中を是正し、妊産婦等医療現場への検査対象の拡大など、積極的に支援すること。また、14日間の経過で宿泊療養や自宅療養の解除に当たりPCR検査を不要とすることができるとしている4月2日付けの厚生労働省事務連絡について、国として説明責任を果たすこと。
- (3) 医療機関はもとより、保健所、衛生研究所、施設内感染が懸念される福祉施設等も含めて、必要な医療用・衛生用物資・資機材、人材等の支援を行うこと。
- (4) 地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、受診控えによる外来減少で減収が生じていることも踏まえ、診療報酬や空床補償等の財政措置をはじめ、医療従事者への危険手当、軽症者宿泊療養施設の確保も含め、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による弾力的かつ十分な措置を講ずること。また、感染症指定医療機関や重点医療機関等においては、従来診療活動を縮小せざるを得ず病院経営が圧迫されている現況に即し、診療報酬に加えて直接的かつ中長期的な財政支援を行うこと。

3 強力な第2次補正予算の編成について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民生活や経済雇用の困窮が高まっていることから、「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和や今年創業した事業者への給付対象拡大、公庫以外の無利子融資限度額引上げも含め、早急に追加の経済雇用対策を講ずることとし、速やかに第2次補正予算の編成に着手すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については「協力金」等として充当する動きが広がっているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用して軽症者向けの宿泊療養施設を設置する費用も必要となってくるなど、当初の総額では不足することが明らかとなってきた上、今般の緊急事態宣言の延長により、さらに必要額が増大し、今後の感染拡大に備えた医療・検査体制整備や学校教育体制強化などのハード・ソフト両面の需要が見込まれることから、十分な財政力のある自治体はもとより、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策が実行できるよう、当面は「予備費1.5兆円」を充当するとともに、「両交付金の飛躍的増額」を行うこと。
- (3) 以上のほかにも、中小企業等の経営圧迫要因となっている「家賃など固定費の負担の軽減」に向け、早急に実効性ある支援措置を講ずるとともに、困窮する学生に対する支援措置やリーマンショック時のような基金を活用した緊急雇用対策など、厳しい地域の現状に即した機動的対策を実施すること。特に、甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業、交通事業などに対しては抜本的な経営支援策を講ずること。

4 今次経済対策の早期かつ円滑な実施について

(1) 4月30日に成立した補正予算に計上された「持続化給付金」、「特別定額給付金」及び特例措置が拡充された「雇用調整助成金」について、「早く支援を受けたい、申請手続きが煩雑、制度がわかりにくい」等の声が早速寄せられているところであり、早急に国民や事業者の手に十分な支援が届くよう、受付相談体制の拡充や審査の簡素化をはじめスピーディな対応が全国で実施できるよう、万全の支援環境を整えること。

この際、「雇用調整助成金」については、生産指標要件の撤廃など抜本的な申請手続等の改善を図り、例えば小規模事業者への定額給付導入なども含め、速やかに事業者・被用者の救済を実現すること。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。

5 未来を担う子どもたちの教育機会確保について

総理による全国一斉休校呼びかけ以来2か月余にわたり、全国各地で十分な授業時間が確保できない状況にあることに加え、この度、文部科学省から「学校運営上の工夫」が示されたものの、地域における感染状況を踏まえ、当面学校を再開することが困難な状況にある地域もあり、子どもたちの学習機会の不足が強く懸念されている。また、今後の緊急事態宣言の解除等に伴い、順次「学校の再開」がなされた場合においても、学力格差の解消策を積極的かつ戦略的に推進することが不可欠である。

そこで、現実に即した教室の利用基準を示すとともに、GIGAスクールやオンライン教育などICTやテレビを活用した学習の実施や、今年度中の学年のあり方を含めたカリキュラムの見直し、大学入学試験の特例措置をはじめ、子どもの視点に立った最善な学習機会確保のため、速やかに検討し、各種対策を緊急に講じること。併せて、9月入学制について、教育のみならず社会・経済・地域に大きな影響を与える国家的改革論議であることから、各界各層を交えて骨太の議論をしっかりと行い、その結論を得ること。

6 新しい生活様式の実現と抜本的な感染拡大防止対策の戦略的展開

今後予想される新たな感染拡大の波を乗り越えるため、新型コロナウイルスと闘いながら経済・社会活動を進め、感染拡大防止を持続的に図るべく、国民の行動変容による「新しい生活様式」を実現するためのガイドラインを事業別等で早急に作成するとともに、積極的な啓発を展開し、テレワークや5G環境など情報通信基盤の整備を推進するなど、国として積極的な対策を早急に講じること。

また、緊急事態宣言解除後の経済・社会活動の早期正常化に向け、感染者の早期発見・追跡・入院など、感染拡大防止策の戦略的な展開を図ることとし、国・地方を通じた感染症対策に係る行政組織のあり方の検討や、今後の感染爆発に備えたICU拠点の確保など大都市圏の重症患者受入体制の検討等、都道府県との協働により国としても危機管理体制の確立を急ぐこと。

令和2年5月13日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行・副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治

本部長 43都道府県知事

緊急事態宣言が解除された場合の 緊急事態措置の方向性（～5月31日）

対象	要請内容	備考
県民の行動要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県をまたぐ移動、特に感染拡大地域（特定警戒都道府県）への外出は自粛 ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 	維持
遊興・遊技施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に休業要請を延長 ・ ただし感染防止対策を講じる場合は対象外 	維持
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設等の集客施設に人が集中する恐れがある場合の入場者の制限 	維持
商店街・スーパーマーケット等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場制限、一方通行の誘導、入店・会計時の行列整理、共用部の消毒等 	維持
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的かつ大規模イベント等の開催の中止又は延期等の慎重な対応 ・ 50人以内のイベント等は感染予防対策のうえで実施可 	維持

※国の基本的対処方針を踏まえ最終決定。